

さつまいも栽培農家の皆様へ

～基腐病(もとぐされびょう)発生に伴う残渣の処理方法～



基腐病発生ほ場



腐敗した塊茎

基腐病が発生したほ場から出る残渣や、収穫後の貯蔵中に発生した腐敗も等は、**適切な処分**(緑肥としてのすき込み、堆肥化など)が必要です。農地等(私有地含む)への**埋設処分は法律違反**です。

緑肥としてすき込む場合は、次年度にさつまいもを連作するかによって処理方法が変わります。

①次年度さつまいもを連作しない場合

→ **発生ほ場に収穫後直ちに緑肥としてすき込む**

例1)次年度から他作物(さとうきび等)に転換する場合

例2)地域内で話し合いを行い、他作物畑とのほ場交換により次年度用のさつまいもほ場を確保した場合

②次年度さつまいもを連作する場合

→ **発生ほ場から収穫後直ちに残渣を持ち出す**

※ 持ち出しの徹底、ほ場耕耘による分解促進、土壤消毒等の徹底が必要ですが、**それでも基腐病が再発する恐れがあります。**

★持ち出した残渣の処理方法★

- 1 生産者が所有する水田及び次年度以降さつまいもを生産しない畑に緑肥としてすき込む
- 2 地域内で話し合いを行い、生産者以外が所有する水田及び次年度以降さつまいもを生産しない畑に緑肥としてすき込む

※基腐病は、さつまいも以外の作物では発症しません

緑肥としてすき込む農地が確保できない場合など不明な点があれば、最寄りの市町農政担当課へお問い合わせください。

熊毛地区農林技術協会(西之表市技連会、中種子町技連会、南種子町技連会)[R02.9]

